

◎新潟県告示第162号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、直江津港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域の一部を、次のとおり廃止した。

平成25年2月8日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 廃止年月日

平成25年1月21日

2 廃止する区域

直江津港

直江津港中部電力上越火力建設所荷揚げ棧橋に着岸中の船舶から前面泊地に向かって50mの範囲の水域